

半期報告書

(第9期中) 自 平成25年4月1日
 至 平成25年9月30日

阪神高速道路株式会社

大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号

(E04372)

目 次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【事業の内容】	2
3	【関係会社の状況】	2
4	【従業員の状況】	3
第2	【事業の状況】	4
1	【業績等の概要】	4
2	【生産、受注及び販売の状況】	5
3	【対処すべき課題】	5
4	【事業等のリスク】	5
5	【経営上の重要な契約等】	6
6	【研究開発活動】	6
7	【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3	【設備の状況】	10
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2	【道路資産】	10
第4	【提出会社の状況】	12
1	【株式等の状況】	12
2	【株価の推移】	13
3	【役員の状況】	13
第5	【経理の状況】	14
1	【中間連結財務諸表等】	15
(1)	【中間連結財務諸表】	15
(2)	【その他】	44
2	【中間財務諸表等】	45
(1)	【中間財務諸表】	45
(2)	【その他】	60
第6	【提出会社の参考情報】	61
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	62
第1	【保証会社情報】	62
第2	【保証会社以外の会社の情報】	62
1	【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	62
2	【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	64
3	【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	64
第3	【指標等の情報】	65
	[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年12月20日
【中間会計期間】	第9期中（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山澤 俱和
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 遠藤 博人
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	92,315	93,005	192,520	236,846	236,405
経常利益（百万円）	1,926	3,501	3,683	3,524	3,155
中間(当期)純利益（百万円）	1,410	2,233	2,104	1,182	1,727
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	1,384	2,231	2,103	1,159	1,731
純資産額（百万円）	38,263	40,270	41,874	38,038	39,770
総資産額（百万円）	282,845	349,764	224,467	266,813	330,571
1株当たり純資産額（円）	1,913.18	2,013.52	2,093.71	1,901.93	1,988.51
1株当たり中間(当期)純利益 金額（円）	70.54	111.67	105.22	59.13	86.35
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	13.5	11.5	18.7	14.3	12.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△21,371	△4,741	66,943	△13,414	△12,863
投資活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	△2,211	△223	△1,726	△6,037	△5,593
財務活動によるキャッシュ・ フロー（百万円）	4,193	46,255	△94,751	△11,027	44,195
現金及び現金同等物の中間期 末（期末）残高（百万円）	25,064	55,264	10,178	13,974	39,713
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	2,010 [1,564]	2,084 [1,495]	2,138 [1,478]	2,039 [1,567]	2,100 [1,517]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間連結会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第7期中	第8期中	第9期中	第7期	第8期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
営業収益（百万円）	90,139	90,962	191,327	233,094	232,776
経常利益（百万円）	1,701	3,390	3,885	2,271	2,054
中間（当期）純利益（百万円）	1,496	2,240	2,282	1,330	1,095
資本金（百万円）	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数（千株）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額（百万円）	33,173	35,247	36,385	33,007	34,103
総資産額（百万円）	274,981	342,203	218,424	259,629	323,579
1株当たり純資産額（円）	1,658.66	1,762.40	1,819.26	1,650.38	1,705.15
1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	74.83	112.01	114.11	66.55	54.77
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	12.1	10.3	16.7	12.7	10.5
従業員数（人） [外、平均臨時雇用人員]	704 [166]	691 [176]	678 [177]	701 [170]	688 [179]

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に中間会計期間（年間）平均人員を外数で記載しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	1,887 [1,312]
受託事業	79 [117]
その他	172 [49]
全社（共通）	2,138 [1,478]
計	

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年9月30日現在

従業員数（人）	678 [177]
---------	--------------

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による一体的な取組みの下、個人消費などの支出の増加が生産の増加につながり、それが雇用・所得の増加をもたらすという実体経済の好循環の動きが始まりつつあります。関西経済についても、企業の景況感が改善するなど、全体として緩やかに回復しています。

このような経営環境の中、阪神高速グループは、「先進の道路サービスへ」という企業理念の下、「安全・安心・快適なネットワーク」を通じてお客様の満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく、事業の着実な展開に努めて参りました。

この結果、当中間連結会計期間の営業収益は192,520百万円（前年同期比107.0%増）、営業利益は3,522百万円（同9.1%増）、経常利益は3,683百万円（同5.2%増）、法人税等を控除した中間純利益は2,104百万円（同5.8%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業では、当中間連結会計期間において、「安全・安心・快適」の更なる追求のため、平成24年度補正予算（緊急経済対策）の一環として位置づけられた緊急修繕事業に鋭意取り組んだほか、橋梁の付属物等全ての構造物を対象に第三者被害発生危険箇所を洗い出した上で対象構造物の安全総点検を進めて参りました。

また、企画割引「阪神高速ETC乗り放題パス」の販売によるETC利用促進策を実施したほか、平成24年3月に策定しました「阪神高速道路株式会社経営改善計画」に基づき、更なるコスト縮減を図るとともに、その成果を活用して、「阪神高速で使える！ETCポイントプレゼント」をはじめとしたお客様サービス向上にかかる施策を進めて参りました。

高速道路の建設につきましては、阪神高速2号淀川左岸線（島屋～海老江JCT）が平成25年5月25日に開通しました。また、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（海老江JCT～豊崎）や大和川線（三宝JCT～三宅西）の整備を推進するとともに、守口JCT（仮称）、松原JCT改良や西船場JCT（信濃橋渡り線（仮称））の整備促進に努めて参りました。

高速道路通行台数は、一日当たり約74万台（前年同期比3.1%増）とやや増加傾向となりました。この通行台数増加の影響などにより、料金収入は87,062百万円（同2.5%増）となりました。また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）への債務引き渡しに伴う道路資産完成高は99,734百万円（同6,496.2%増）となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は187,090百万円（同115.9%増）となりました。一方、営業費用につきましては、協定に基づく機構への貸付料（注）支払いや管理費用等により、183,703百万円（同119.6%増）となり、営業利益は3,387百万円（同11.8%増）となりました。

（注）「協定に基づく機構への貸付料」は、当中間連結会計期間より、変動貸付料制に基づく額を計上することとし、実績収入が上期計画収入の1%に相当する金額を減じた金額を下回ったことに伴い1,401百万円減額されました。

詳細については、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」をご参照下さい。

(受託事業)

受託事業につきましては、大阪府道高速大和川線の工事受託等により、営業収益は3,797百万円（前年同期比1.1%減）、営業費用は3,804百万円（同1.0%減）となり、営業損失は6百万円（前年同期は営業損失3百万円）となりました。

(その他)

その他の事業につきましては、休憩所等事業、駐車場事業、第二阪奈有料道路の管理等の道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を開拓しました。

この結果、その他の事業の営業収益は1,739百万円（前年同期比32.2%減）、営業費用は1,598百万円（同32.3%減）となり、営業利益は141百万円（同30.5%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益3,713百万円に加えて減価償却費3,329百万円、完成した道路資産の機構への引き渡し等による仕掛道路資産等のたな卸資産の減少額73,376百万円などがあったことにより、66,943百万円の資金流入（前年同期は4,741百万円の資金流出）となりました。

なお、上記たな卸資産の減少額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項及び第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属した資産の減少によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主として料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出1,855百万円などがあったことにより、1,726百万円（前年同期比1,503百万円の増加）の資金流出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入7,107百万円があったものの、長期借入金の返済による支出74,177百万円及び道路建設関係社債償還による支出27,536百万円などがあったことにより、94,751百万円の資金流出（前年同期は46,255百万円の資金流入）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の中間期末残高は、10,178百万円（前年同期比45,086百万円の減少）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業等のリスクについて、新たな発生や重要な変更はありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

当社は、平成18年3月31日付国道有第137号で許可を受けた「大阪府道高速大阪池田線等に関する事業」の一部変更について、特措法第3条第9項の規定に基づき、平成25年8月8日付で国土交通大臣宛届出を行っております。

変更内容としては、大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）について、工事工程の見直しを行い、一部区間（大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の工事の着手（予定）年月日を平成25年4月1日から平成27年4月1日に、全区間の工事の完成予定年月日を平成27年3月31日から平成29年3月31日（常磐西出路を除く）及び平成30年3月31日（残事業完成）に変更しております。また、阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）及び阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）について、用地取得の遅延等により、工事の完成予定年月日を、平成26年3月31日から平成29年3月31日に変更しております。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる高速道路構造物の長寿命化、ライフサイクルコスト低減、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発並びに近い将来の発生が想定されている東南海大地震に対する防災対策に取り組んでおります。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、52百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により、機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けたうえで道路利用者より料金を收受し、かかる料金収入から機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

このような協定及び事業許可において、高速道路の公共性に鑑み当社が收受する料金には当社の利潤を含めないことを前提としております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益または損失が計上される場合があります。

また、高速道路事業においては、交通量の季節的な変動により上半期が下半期よりも収入が大きく、他方、補修工事等の完成が下半期に多いことから、管理費については下半期が上半期よりも大きくなる傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。(注)1. 2.

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債権債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帶して債務の弁済の責を負うものとされております。

また、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帶債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法第16条）。

(注) 1. 安全性確保のための所要の事業（緊急修繕）の一部については、これに要する費用について、機構による債務引受けの対象外として実施することとしております。なお、これにより形成された道路資産については、機構に帰属する道路資産として取り扱われます。

2. 平成26年3月に完成予定の守口JCT（仮称）において、工事に要する費用が債務引受限度額を超過し、損失が発生する見込みとなりました。そのため、当社は、当該損失見込額を仕掛道路損失引当金（後記「(2)重要な会計方針及び見積り ③仕掛道路損失引当金」をご参照下さい。）として計上しております。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要があり、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。また、当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。当該資産の取得原価には、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額、除却工事費用等資産の取得に要した費用の額及び道路建設に要した借入資金の利息のうち、当該資産の工事完了の日までに発生したものを計上しております。

なお、高速道路建設が完了したのち、かかる道路資産は上記取得原価をもって機構に帰属すると同時に、協定に基づいて当社が当該道路資産を機構から借り受けることとなります。かかる借受けについてはオペレーティング・リース取引として処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 回数券払戻引当金

当社グループは、阪神公団時代に発行した回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

③ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

④ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は、合計で前年同期比107.0%増の192,520百万円となりました。高速道路事業については、通行台数増加の影響等により、料金収入は87,062百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高99,734百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は187,090百万円となり、受託事業については、大阪府道高速大和川線の工事受託等により3,797百万円、その他の事業については1,739百万円となりました。

② 営業費用及び営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は、合計で前年同期比110.5%増の188,998百万円となりました。

その内容は、協定に基づく機構への賃借料の支払い65,867百万円、道路資産完成原価99,734百万円、業務委託費、維持補修費を中心とした管理費18,102百万円による高速道路事業営業費用183,703百万円、受託事業における受託事業営業費用3,804百万円、その他の事業営業費用1,598百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当中間連結会計期間における営業利益は、前年同期比9.1%増の3,522百万円となりました。

③ 営業外損益及び経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、負ののれん償却額77百万円等により187百万円となりました。

また、当中間連結会計期間の営業外費用は、支払利息22百万円等により26百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当中間連結会計期間における経常利益は、前年同期比5.2%増の3,683百万円となりました。

④ 特別損益及び税金等調整前中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益11百万円等の計上により51百万円、特別損失は固定資産除却費8百万円等の計上により21百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当中間連結会計期間における税金等調整前中間純利益は、前年同期比4.8%増の3,713百万円となりました。

⑤ 中間純利益

当中間連結会計期間の中間純利益は、法人税等1,608百万円を計上した結果、前年同期比5.8%減の2,104百万円となりました。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、道路料金の徴収等の営業活動のほか、機構からの無利子借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた仕掛道路資産は、当社グループの中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以後は当社グループの資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社グループが機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社グループが借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社グループの資産としては計上されておりません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社グループの設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

① 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

② 国内子会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社グループは、当中間連結会計期間において、総額26,330百万円の仕掛道路資産の新設、改築又は修繕を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額99,734百万円でありその内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等	帰属時期（注）1	道路資産価額（百万円）（注）2
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	大阪市此花区島屋二丁目から大阪市此花区高見一丁目（新設）	平成25年5月 96,491
大阪府道高速大阪池田線等に関する協定	修繕	平成25年6月 1,244
		平成25年9月 1,988
京都市道高速道路1号線等に関する協定	修繕	平成25年6月 9
		平成25年9月 0
合計	—	99,734

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

一方、当連結会計年度の年間賃借料は、阪神圏が129,404百万円、京都圏が5,126百万円、合計134,531百万円となっております。また、年間賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、年間賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した道路資産にかかる重要な建設計画について、重要な変更は次のとおりであります。

① 大阪府道高速大和川線（大阪府堺市堺区築港八幡町から大阪府松原市三宅西七丁目まで）

工事工程の見直しにより、平成25年8月8日付で一部区間（大阪府堺市北区常磐町一丁から大阪府松原市三宅西七丁目まで）の着手予定を平成25年4月から平成27年4月に、全区間の完了予定を平成27年3月から平成29年3月（常磐西出路除く）及び平成30年3月（残事業完成）に変更しております。

② 阪神高速道路大阪地区（改築）（防災・安全対策工等）

用地取得の遅延等により、平成25年8月8日付で完了予定を平成26年3月から平成29年3月に変更しております。

③ 阪神高速道路兵庫地区（改築）（防災・安全対策工等）

用地取得の遅延等により、平成25年8月8日付で完了予定を平成26年3月から平成29年3月に変更しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株） (平成25年9月30日)	提出日現在発行数（株） (平成25年12月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減額（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
平成25年4月1日～ 平成25年9月30日	—	20,000,000	—	10,000	—	10,000

(6) 【大株主の状況】

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
国土交通大臣	東京都千代田区霞が関2丁目1番3号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪市北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,999,500	199,995	株式としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

②【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員及び執行役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,123	4,188
高速道路事業営業未収入金	17,656	20,254
未収入金	6,322	4,492
未収還付法人税等	22	1
未収消費税等	1,856	※4 13
有価証券	33,600	6,000
仕掛道路資産	※1 204,411	※1 131,038
その他のたな卸資産	246	238
受託業務前払金	11,064	10,419
繰延税金資産	964	1,060
その他	1,911	1,987
貸倒引当金	△7	△7
流動資産合計	<u>284,172</u>	<u>179,688</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	24,516	24,865
減価償却累計額	△8,321	△8,887
建物及び構築物（純額）	16,194	15,978
機械装置及び運搬具	47,282	48,175
減価償却累計額	△26,906	△29,217
機械装置及び運搬具（純額）	20,375	18,957
土地	4,098	4,114
リース資産	1,236	1,351
減価償却累計額	△627	△736
リース資産（純額）	609	614
建設仮勘定	1,024	1,181
その他	1,376	1,409
減価償却累計額	△809	△890
その他（純額）	566	518
有形固定資産合計	<u>42,870</u>	<u>41,365</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	1,315	1,135
その他	6	5
無形固定資産合計	<u>1,321</u>	<u>1,141</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	693	714
繰延税金資産	432	439
その他	1,120	1,153
貸倒引当金	△40	△35
投資その他の資産合計	<u>2,206</u>	<u>2,271</u>
固定資産合計	<u>46,398</u>	<u>44,778</u>
資産合計	<u>※2 330,571</u>	<u>※2 224,467</u>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	32,136	13,771
未払金	5,961	5,767
1年以内返済予定長期借入金	60,471	5,127
リース債務	203	215
未払法人税等	1,214	1,489
未払消費税等	139	※4 4,485
受託業務前受金	10,789	10,803
前受金	480	601
賞与引当金	1,319	1,383
回数券払戻引当金	215	201
仕掛道路損失引当金	※1 1,320	※1 1,320
その他	1,083	1,097
流動負債合計	115,334	46,263
固定負債		
道路建設関係社債	※2 84,048	※2 56,520
道路建設関係長期借入金	66,938	55,745
長期借入金	3,166	2,633
リース債務	395	391
繰延税金負債	92	90
退職給付引当金	19,764	20,039
役員退職慰労引当金	73	53
ETCマイレージサービス引当金	188	156
負ののれん	176	99
その他	621	600
固定負債合計	175,466	136,330
負債合計	290,801	182,593
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,000	10,000
利益剰余金	19,762	21,866
株主資本合計	39,762	41,866
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	8	7
その他の包括利益累計額合計	8	7
純資産合計	39,770	41,874
負債・純資産合計	330,571	224,467

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業収益	93,005	192,520
営業費用		
道路資産賃借料	63,760	65,867
高速道路等事業管理費及び売上原価	23,980	121,035
販売費及び一般管理費	※1 2,035	※1 2,096
営業費用合計	89,776	188,998
営業利益	3,229	3,522
営業外収益		
受取利息	2	5
土地物件貸付料	14	13
原因者負担収入	5	7
回数券払戻引当金戻入額	26	10
負ののれん償却額	187	77
デリバティブ評価益	—	0
持分法による投資利益	6	22
還付加算金	7	25
その他	57	25
営業外収益合計	308	187
営業外費用		
支払利息	28	22
偽造ハイウェイカード損失	0	0
デリバティブ評価損	0	—
その他	6	3
営業外費用合計	35	26
経常利益	3,501	3,683
特別利益		
固定資産売却益	※2 48	※2 11
投資有価証券償還益	0	—
出資金償還益	20	39
特別利益合計	69	51
特別損失		
固定資産売却損	※3 0	※3 2
固定資産除却費	※4 4	※4 8
投資有価証券償還損	0	—
会員権売却損	—	3
たな卸資産処分損	—	4
減損損失	※5 22	※5 1
特別損失合計	27	21
税金等調整前中間純利益	3,543	3,713
法人税、住民税及び事業税	1,373	1,409
過年度法人税等	—	303
法人税等調整額	△63	△104
法人税等合計	1,310	1,608
少数株主損益調整前中間純利益	2,233	2,104
中間純利益	2,233	2,104

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	2,233	2,104
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	△0
持分法適用会社に対する持分相当額	△1	△0
その他の包括利益合計	△1	△0
中間包括利益	2,231	2,103
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,231	2,103
少数株主に係る中間包括利益	—	—

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
当期首残高	18,035	19,762
当中間期変動額	—	—
中間純利益	2,233	2,104
当中間期変動額合計	2,233	2,104
当中間期末残高	20,268	21,866
株主資本合計		
当期首残高	38,035	39,762
当中間期変動額	—	—
中間純利益	2,233	2,104
当中間期変動額合計	2,233	2,104
当中間期末残高	40,268	41,866
その他の包括利益累計額		
 その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3	8
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△0
当中間期変動額合計	△1	△0
当中間期末残高	2	7
 その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3	8
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△0
当中間期変動額合計	△1	△0
当中間期末残高	2	7
純資産合計		
当期首残高	38,038	39,770
当中間期変動額	—	—
中間純利益	2,233	2,104
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	△0
当中間期変動額合計	2,231	2,103
当中間期末残高	40,270	41,874

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	3,543	3,713
減価償却費	3,384	3,329
減損損失	22	1
負ののれん償却額	△187	△77
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△5	△5
退職給付引当金の増減額（△は減少）	231	274
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△10	△20
賞与引当金の増減額（△は減少）	59	64
回数券払戻引当金の増減額（△は減少）	△31	△14
ETCマイレージサービス引当金の増減額（△は減少）	△255	△32
受取利息	△2	△5
支払利息	28	22
固定資産売却損益（△は益）	△48	△8
固定資産除却費	4	8
投資有価証券償還損益（△は益）	△0	—
デリバティブ評価損益（△は益）	0	△0
出資金償還損益（△は益）	△20	△39
会員権売却損益（△は益）	—	3
たな卸資産処分損	—	4
持分法による投資損益（△は益）	△6	△22
売上債権の増減額（△は増加）	4,951	△636
たな卸資産の増減額（△は増加）	※2 △47,647	※2 73,376
仕入債務の増減額（△は減少）	31,092	△18,226
未払又は未収消費税等の増減額	△1,294	6,187
その他	2,926	813
小計	△3,264	68,711
利息及び配当金の受取額	4	7
利息の支払額	△454	△348
法人税等の支払額	△1,027	△1,425
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,741	66,943
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△1,010	△1,855
固定資産の売却による収入	206	67
投資有価証券の償還による収入	550	—
その他	30	61
投資活動によるキャッシュ・フロー	△223	△1,726

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	36,670	—
長期借入れによる収入	10,250	7,107
長期借入金の返済による支出	△533	*2 △74,177
道路建設関係社債償還による支出	—	*2 △27,536
リース債務の返済による支出	△97	△110
その他	△34	△34
財務活動によるキャッシュ・フロー	46,255	△94,751
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	41,290	△29,534
現金及び現金同等物の期首残高	13,974	39,713
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 55,264	※1 10,178

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7 社
連結子会社の名称
阪神高速サービス株
阪神高速技術株
阪神高速パトロール株
阪神高速トール大阪株
阪神高速トール神戸株
阪神高速技研株
株高速道路開発

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称 阪申土木技術諮詢（上海）有限公司
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためあります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 6 社
関連会社の名称
株情報技術
株テクノ阪神
内外構造株
株ハイウェイ管制
阪神施設工業株
阪神施設調査株

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（阪申土木技術諮詢（上海）有限公司）は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

(時価のあるもの)

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

② デリバティブ

時価法によっております。

③ たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

その他のたな卸資産

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 5～17年

その他 5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上しております。

③ 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

④ 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時ににおける従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

また、連結子会社においては、退職給付債務の見込額は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑦ E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完工工事高及び完工工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「還付加算金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組換えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた65百万円は、「還付加算金」7百万円、「その他」57百万円として組み替えております。

(追加情報)

当社は、中間連結会計期間に係る道路資産賃借料について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との間に中間連結会計期間における道路資産賃借料の定めがなく、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）第9条第2項に基づく年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上しておりましたが、平成25年3月18日付国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動賃料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付で「道路資産の賃料の上期の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を機構と締結したことに伴い、当中間連結会計期間から変動賃料制※に基づく額を道路資産賃借料として計上しております。

これにより、当中間連結会計期間の営業費用が1,401百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益が同額増加しております。

※ 道路資産賃借料については、機構との協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動賃料制といいます。

上期に係る道路資産賃借料については、覚書において定められている上期計画収入に基づき、年度と同様の方法で決定されることとなりました。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛け道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛け道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
仕掛け道路資産	1,320百万円	1,320百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	84,048百万円（額面84,160百万円）	56,520百万円（額面56,600百万円）

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債98,900百万円（額面）（前連結会計年度71,340百万円（額面））について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	492,500百万円	462,500百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	129,105百万円	137,500百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	15,000百万円	27,536百万円
道路建設関係長期借入金	39,339	73,644

※4 消費税等の取扱い

連結子会社の仮払消費税等及び仮受消費税等は、連結子会社毎に相殺のうえ、未収消費税等及び未払消費税等として表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
役員報酬	183百万円	168百万円
役員退職慰労引当金繰入額	9	7
給料手当	668	677
賞与引当金繰入額	163	164
退職給付費用	119	130
法定福利費	130	130
地代家賃	118	116
租税公課	152	149
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	8	9

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
建物及び構築物	8百万円	2百万円
機械装置及び運搬具	0	0
土地	39	8
その他（工具、器具及び備品）	—	0
計	48	11

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
建物及び構築物	0百万円	0百万円
土地	—	0
その他（工具、器具及び備品）	—	1
その他（無形固定資産）	—	0
計	0	2

※4 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
建物及び構築物	4百万円	8百万円
機械装置及び運搬具	0	—
その他（工具、器具及び備品）	0	0
ソフトウェア	—	0
計	4	8

※5 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

用途	種類	場所	計上額 (百万円)
E T C 活用事業資産	その他 (工具、器具及び備品)	大阪府豊中市 ほか	6
	ソフトウエア		14
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市 ほか	0
	ソフトウエア		1
(合計)			22

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

E T C 活用事業資産

(減損損失を認識するに至った経緯)

E T C 活用事業資産は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

用途	種類	場所	計上額（百万円）
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	兵庫県神戸市	1
(合計)			1

(資産のグルーピング)

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

農産物・海産物直売所

(減損損失を認識するに至った経緯)

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(回収可能価額の算定方法)

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当中間連結会計期間 増加株式数（千株）	当中間連結会計期間 減少株式数（千株）	当中間連結会計期間 末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金及び預金勘定	51,474百万円	4,188百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資（有価証券勘定）	3,800	6,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10	△10
現金及び現金同等物	55,264	10,178

※2

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額△47,647百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額1,512百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△74,177百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△73,644百万円が含まれております。また、道路建設関係社債償還による支出△27,536百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

以上の債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額73,376百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額99,734百万円が含まれております。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他の事業における駐車場設備（構築物）及び事務用機器であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	22	16	6
その他（工具、器具及び備品）	20	18	2
合計	43	34	8

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	15	12	3
その他（工具、器具及び備品）	14	13	0
合計	29	26	3

② 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	6	3
1年超	3	0
合計	9	4

③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払リース料	8	3
減価償却費相当額	7	3
支払利息相当額	0	0

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	134,531	144,782
1年超	6,181,401	6,103,881
合計	6,315,933	6,248,664

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	49	47
1年超	179	156
合計	229	204

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	6,123	6,123	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	17,656	17,656	—
(3) 未収入金	6,322	6,322	—
(4) 未収還付法人税等	22	22	—
(5) 未収消費税等	1,856	1,856	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	33,807	33,807	—
資産計	65,788	65,788	—
(1) 高速道路事業営業未払金	32,136	32,136	—
(2) 未払金	5,961	5,961	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	60,471	60,471	—
(4) 未払法人税等	1,214	1,214	—
(5) 未払消費税等	139	139	—
(6) 道路建設関係社債	84,048	86,562	2,513
(7) 道路建設関係長期借入金	66,938	66,938	—
(8) 長期借入金	3,166	3,166	—
負債計	254,076	256,590	2,513

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	4,188	4,188	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	20,254	20,254	—
(3) 未収入金	4,492	4,492	—
(4) 未収還付法人税等	1	1	—
(5) 未収消費税等	13	13	—
(6) 有価証券及び投資有価証券	6,207	6,207	—
資産計	35,158	35,158	—
(1) 高速道路事業営業未払金	13,771	13,771	—
(2) 未払金	5,767	5,767	—
(3) 1年以内返済予定長期借入金	5,127	5,127	—
(4) 未払法人税等	1,489	1,489	—
(5) 未払消費税等	4,485	4,485	—
(6) 道路建設関係社債	56,520	57,730	1,210
(7) 道路建設関係長期借入金	55,745	55,745	—
(8) 長期借入金	2,633	2,633	—
負債計	145,539	146,749	1,210

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金、(3) 未収入金、(4) 未収還付法人税等及び (5) 未収消費税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金、(4) 未払法人税等及び (5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金、(7) 道路建設関係長期借入金及び (8) 長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にはほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
非上場株式	486	506

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（6）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	201	199	1
	②社債	—	—	—
	③その他	6	4	1
	(3) その他	—	—	—
	小計	207	204	3
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	33,600	33,600	—
	小計	33,600	33,600	—
合計		33,807	33,804	3

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	200	199	0
	②社債	—	—	—
	③その他	7	4	2
	(3) その他	—	—	—
	小計	207	204	3
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	6,000	6,000	—
	小計	6,000	6,000	—
合計		6,207	6,204	3

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(債券関連)

前連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	4	4	6	1
	合計	4	4	6	1

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	仕組債・ユーロ円建 債	4	4	7	2
	合計	4	4	7	2

(注) 1. 時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. デリバティブが組み込まれた商品であります。

3. 組込デリバティブについて、時価を合理的に区分して測定できないため、当該複合金融商品全体を時価評価しております。

4. 契約額等については、当該複合金融商品の取得価格を表示しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」を中心として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」及び「受託事業」の2つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。
「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	86,607	3,840	90,447	2,558	93,005	—	93,005
セグメント間の内部 売上高又は振替高	63	—	63	7	71	△71	—
計	86,671	3,840	90,511	2,565	93,077	△71	93,005
セグメント利益又は 損失(△)	3,029	△3	3,025	203	3,229	—	3,229
セグメント資産	263,684	13,018	276,703	7,384	284,088	65,675	349,764
その他の項目							
減価償却費	2,899	—	2,899	118	3,018	365	3,384
持分法適用会社への 投資額	335	—	335	—	335	—	335
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	1,244	—	1,244	126	1,370	107	1,478

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△71百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額65,675百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額365百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額107百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	高速道路事業	受託事業	計				
売上高 外部顧客への売上高 セグメント間の内部 売上高又は振替高	186,990 99	3,797 —	190,788 99	1,731 8	192,520 107	— △107	192,520 —
計	187,090	3,797	190,888	1,739	192,628	△107	192,520
セグメント利益又は 損失 (△)	3,387	△6	3,380	141	3,522	—	3,522
セグメント資産	185,668	14,650	200,319	4,825	205,145	19,322	224,467
その他の項目 減価償却費 持分法適用会社への 投資額 有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	2,846 459 1,232	— — —	2,846 459 1,232	101 — 221	2,947 459 1,454	382 — 217	3,329 459 1,672

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、発生土再生活用事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) 売上高の調整額△107百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額19,322百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
- (3) 減価償却費の調整額382百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額217百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	高速道路料金収入	その他	合計
外部顧客への売上高	84,926	8,079	93,005

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高で中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがいたため、記載を省略しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	87,062	99,734	5,724	192,520

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	99,734	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	22	—	22

(注) 「その他」の金額は、E T C 活用事業等に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	—	—	1	—	1

(注) 「その他」の金額は、すべて農産物・海産物直売所に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	161	—	25	—	187
当中間期末残高	333	—	30	—	363

(注) 「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	高速道路事業	受託事業	その他	全社・消去	合計
当中間期償却額	72	—	4	—	77
当中間期末残高	99	—	—	—	99

(注) 「その他」の金額は、すべて旅行事業に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,988.51円	2,093.71円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額（百万円）	39,770	41,874
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（百万円）	39,770	41,874
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（千株）	20,000	20,000

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	111.67円	105.22円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額（百万円）	2,233	2,104
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	2,233	2,104
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成25年5月22日開催の取締役会の決議（社債500億円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、以下の条件で社債を発行しました。

区分	阪神高速道路株式会社第10回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畠的債務引受条項付）
発行総額	金100億円
利率	年0.340パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年10月11日
償還期日	平成30年9月20日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,788	3,161
高速道路事業営業未収入金	17,651	20,245
未収入金	6,005	4,393
未収消費税等	1,856	—
有価証券	33,600	6,000
仕掛道路資産	※1 204,452	※1 131,038
貯蔵品	141	130
受託業務前払金	11,064	10,419
前払費用	67	195
繰延税金資産	498	482
その他	251	671
貸倒引当金	△7	△5
流動資産合計	280,370	176,733
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,170	1,190
減価償却累計額	△321	△343
建物（純額）	849	846
構築物	17,211	17,547
減価償却累計額	△5,882	△6,291
構築物（純額）	11,328	11,255
機械及び装置	46,671	47,567
減価償却累計額	△26,405	△28,687
機械及び装置（純額）	20,266	18,879
車両運搬具	390	393
減価償却累計額	△325	△328
車両運搬具（純額）	64	65
工具、器具及び備品	231	231
減価償却累計額	△159	△171
工具、器具及び備品（純額）	71	60
建設仮勘定	983	942
有形固定資産合計	33,563	32,049
無形固定資産		
ソフトウエア	558	482
その他	1	1
無形固定資産合計	559	483
高速道路事業固定資産合計	34,123	32,533

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	154	154
減価償却累計額	$\triangle 97$	$\triangle 98$
建物（純額）	57	55
構築物	26	26
減価償却累計額	$\triangle 8$	$\triangle 9$
構築物（純額）	18	17
機械及び装置	2	2
減価償却累計額	$\triangle 2$	$\triangle 2$
機械及び装置（純額）	0	0
車両運搬具	2	2
減価償却累計額	$\triangle 2$	$\triangle 2$
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	7	7
減価償却累計額	$\triangle 7$	$\triangle 7$
工具、器具及び備品（純額）	0	0
土地	2,006	2,006
建設仮勘定	3	186
有形固定資産合計	2,085	2,266
無形固定資産		
ソフトウエア	0	0
その他	0	0
無形固定資産合計	1	0
関連事業固定資産合計	2,086	2,266
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	4,349	4,331
減価償却累計額	$\triangle 1,223$	$\triangle 1,307$
建物（純額）	3,126	3,023
構築物	59	59
減価償却累計額	$\triangle 28$	$\triangle 29$
構築物（純額）	31	30
工具、器具及び備品	543	545
減価償却累計額	$\triangle 245$	$\triangle 283$
工具、器具及び備品（純額）	297	262
土地	1,238	1,199
リース資産	158	158
減価償却累計額	$\triangle 94$	$\triangle 114$
リース資産（純額）	63	44
建設仮勘定	23	52
有形固定資産合計	4,780	4,611

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
無形固定資産		
ソフトウエア	517	436
その他	0	0
無形固定資産合計	518	437
各事業共用固定資産合計	5,299	5,049
他の固定資産		
有形固定資産		
土地	500	555
有形固定資産合計	500	555
他の固定資産合計	500	555
投資その他の資産		
その他の投資等	1,240	1,322
貸倒引当金	△40	△35
投資その他の資産合計	1,199	1,286
固定資産合計	43,209	41,691
資産合計	※2 323,579	※2 218,424
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	28,577	13,199
1年以内返済予定長期借入金	60,471	5,127
未払金	4,714	4,824
リース債務	33	30
未払費用	446	583
未払法人税等	776	1,373
未払消費税等	—	4,405
受託業務前受金	10,789	10,803
前受金	305	499
預り金	7,171	3,995
賞与引当金	670	713
回数券払戻引当金	215	201
仕掛道路損失引当金	※1 1,320	※1 1,320
その他	333	416
流動負債合計	115,826	47,493

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
固定負債		
道路建設関係社債	※2 84,048	※2 56,520
道路建設関係長期借入金	66,938	55,745
その他の長期借入金	3,166	2,633
リース債務	18	5
繰延税金負債	98	97
受入保証金	38	49
退職給付引当金	18,918	19,139
役員退職慰労引当金	30	28
ETCマイレージサービス引当金	188	156
その他	204	170
固定負債合計	173,650	134,546
負債合計	289,476	182,039
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	150	148
高速道路事業別途積立金	12,152	13,086
関連事業別途積立金	3	3
繰越利益剰余金	1,796	3,147
利益剰余金合計	14,103	16,385
株主資本合計	34,103	36,385
純資産合計	34,103	36,385
負債・純資産合計	323,579	218,424

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	84,926	87,062
道路資産完成高	1,512	99,734
その他の売上高	6	4
営業収益合計	86,446	186,800
営業費用		
道路資産賃借料	63,760	65,867
道路資産完成原価	1,512	99,734
管理費用	18,163	17,663
営業費用合計	83,436	183,264
高速道路事業営業利益	3,010	3,536
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	3,840	3,797
駐車場事業収入	254	262
休憩所等事業収入	40	40
その他営業事業収入	380	426
営業収益合計	4,516	4,527
営業費用		
受託業務事業費	3,844	3,804
駐車場事業費	113	116
休憩所等事業費	40	34
その他営業事業費	392	436
営業費用合計	4,390	4,392
関連事業営業利益	125	134
全事業営業利益	3,135	3,670
営業外収益	※1 286	※1 241
営業外費用	※2 32	※2 26
経常利益	3,390	3,885
特別利益	※3 48	※3 10
特別損失	※4 0	※4 1
税引前中間純利益	3,438	3,894
法人税、住民税及び事業税	1,254	1,293
過年度法人税等	—	303
法人税等調整額	△56	14
法人税等合計	1,197	1,611
中間純利益	2,240	2,282

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	10,000	10,000
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	155	150
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△2	△2
当中間期変動額合計	△2	△2
当中間期末残高	153	148
高速道路事業別途積立金		
当期首残高	10,987	12,152
当中間期変動額		
別途積立金の積立	1,165	933
当中間期変動額合計	1,165	933
当中間期末残高	12,152	13,086
関連事業別途積立金		
当期首残高	3	3
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	3	3
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,861	1,796
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	2	2
別途積立金の積立	△1,165	△933
中間純利益	2,240	2,282
当中間期変動額合計	1,077	1,350
当中間期末残高	2,939	3,147

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
利益剰余金合計		
当期首残高	13,007	14,103
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	2,240	2,282
当中間期変動額合計	2,240	2,282
当中間期末残高	15,247	16,385
株主資本合計		
当期首残高	33,007	34,103
当中間期変動額		
中間純利益	2,240	2,282
当中間期変動額合計	2,240	2,282
当中間期末残高	35,247	36,385
純資産合計		
当期首残高	33,007	34,103
当中間期変動額		
中間純利益	2,240	2,282
当中間期変動額合計	2,240	2,282
当中間期末残高	35,247	36,385

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

貯蔵品

主として個別法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 回数券払戻引当金

回数通行券の廃止に伴う払戻に備えるため、販売実績、使用実績及び払戻実績等に基づいて算出した発生見込額を計上しております。

(4) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間会計期間末の仕掛け道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務債務は、その発生時に一括費用処理することとしており、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌期から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(7) E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による高速道路通行料金割引に備えるため、マイレージポイント発生見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高

工事完成基準を適用しております。

受託業務収入

当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、中間会計期間に係る道路資産賃借料について、従来、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）との間に中間会計期間における道路資産賃借料の定めがなく、「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）第9条第2項に基づく年度の賃借料を1ヶ月ごとに分割して支払う4月から9月までに係る金額を計上しておりましたが、平成25年3月18日付国土交通省道路局総務課長通達「高速道路株式会社の中間決算における変動貸付け料の取扱いについて」を受け、平成25年3月29日付で「道路資産の貸付け料の上期の取扱いに関する覚書」（以下「覚書」といいます。）を機構と締結したことに伴い、当中間会計期間から変動貸付け料制※に基づく額を道路資産賃借料として計上しております。

これにより、当中間会計期間の営業費用が1,401百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益が同額増加しております。

※ 道路資産賃借料については、機構との協定に係る毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める賃借料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額に修正され、また、計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める賃借料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額に修正されるものとされており、これを変動貸付け料制といいます。

上期に係る道路資産賃借料については、覚書において定められている上期計画収入に基づき、年度と同様の方法で決定されることとなりました。

(中間貸借対照表関係)

※1 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産と仕掛道路損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛道路資産のうち、仕掛道路損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
仕掛け道路資産	1,320百万円	1,320百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	84,048百万円（額面84,160百万円）	56,520百万円（額面56,600百万円）

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債98,900百万円（額面）（前事業年度71,340百万円（額面））について、当社の総財産を担保に供しております。

3 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券（国が保有している債券を除く。）に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	492,500百万円	462,500百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帶して債務を負っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	129,105百万円	137,500百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
道路建設関係社債	15,000百万円	27,536百万円
道路建設関係長期借入金	39,339	73,644

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
受取配当金	206百万円	166百万円
有価証券利息	1	4
受取利息	5	0
土地物件貸付料	15	13
原因者負担収入	5	7
回数券払戻引当金戻入額	26	10
還付加算金	6	25

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
支払利息	30百万円	26百万円
偽造ハイウェイカード損失	0	0

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却益（土地等）	48百万円	10百万円

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
固定資産売却損（土地等）	0百万円	1百万円

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	2,949百万円	2,885百万円
無形固定資産	182	167

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

総合情報及び会計情報等システムに係るサーバー（工具、器具及び備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	134,531	144,782
1年超	6,181,401	6,103,881
合計	6,315,933	6,248,664

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができますとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができますとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	0	0
1年超	0	0
合計	1	0

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式383百万円、当中間会計期間の中間貸借対照表計上額は子会社株式383百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,705.15円	1,819.26円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額（百万円）	34,103	36,385
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額（百万円）	34,103	36,385
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数（千株）	20,000	20,000

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	112.01円	114.11円
(算定上の基礎)		
中間純利益金額（百万円）	2,240	2,282
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	2,240	2,282
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

多額な社債の発行

当社は、平成25年5月22日開催の取締役会の決議（社債500億円以内）に基づき、平成25年10月1日以降、以下の条件で社債を発行しました。

区分	阪神高速道路株式会社第10回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畠的債務引受条項付）
発行総額	金100億円
利率	年0.340パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	額面100円につき金100円
払込期日	平成25年10月11日
償還期日	平成30年9月20日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金に充当
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受条項付

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第8期）（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日近畿財務局長に提出

- (2) 訂正発行登録書

平成25年6月28日近畿財務局長に提出

- (3) 訂正発行登録書

平成25年8月12日近畿財務局長に提出

- (4) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類

平成25年10月3日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した第3回ないし第10回社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておりません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を受けなければならぬこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなります。

なお、第3回ないし第7回社債は、機構により重疊的に債務引き受けされております。

- (注) 1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

〈対象となる社債〉

(平成25年12月20日現在)

銘柄	発行年月日	発行価額又は売出価格の総額(百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第3回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（注1）	平成21年2月26日	14,997	非上場
阪神高速道路株式会社第4回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（注2）	平成22年2月19日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第5回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（注2）	平成22年10月29日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第6回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（注3）	平成23年2月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第7回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（注4）	平成24年2月23日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第8回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成24年10月12日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第9回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成25年2月25日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第10回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）	平成25年10月11日	10,000	非上場

(注) 1. 平成22年12月28日付けで機構により重疊的に債務引き受けされております。

2. 平成24年3月30日付けで機構により重疊的に債務引き受けられております。

3. 平成25年3月29日付けで機構により重疊的に債務引き受けられております。

4. 平成25年6月28日付けで機構により重疊的に債務引き受けられております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成25年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
③ 主たる事務所の所在地 東京都港区西新橋二丁目8番6号
子会社及び関連会社はありません。
④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成25年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、理事長の任期は4年、理事及び監事の任期は2年であります。
⑤ 資本金及び資本構成 平成25年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国（国土交通大臣及び財務大臣）及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,376,311百万円
政府出資金	3,955,854百万円
地方公共団体出資金	1,420,457百万円
II 資本剰余金	844,412百万円
資本剰余金	89百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
損益外除壳却差額相当額	△33百万円
損益外減価償却累計額	△4,515百万円
損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III 利益剰余金	2,808,928百万円
純資産合計	9,029,652百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。
機構の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。
⑥ 事業の内容
(a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
(b) 業務の範囲 (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
(ii) 承継債務の返済（返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (viii) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (ix) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務
 - (x) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xi) (x) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業にかかる関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
 - (vi) 高速道路会社法

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより機構法施行日（平成17年10月1日）から起算して45年を経過する日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められております。

第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月13日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関する投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は中間連結会計期間に係る道路資産賃借料について、当中間連結会計期間から変動貸付料制に基づく額を道路資産賃借料として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月13日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健二 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は中間会計期間に係る道路資産賃借料について、当中間会計期間から変動貸付料制に基づく額を道路資産賃借料として計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。